

区民の声の公表（令和5年5月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
多様性尊重施策の推進のためのイベント出展について	世田谷区はかねてからLGBTQに寄り添った施策を積極的に展開していただき、当事者として心から感謝しています。区にはLGBTQ支援を今後も継続し、さらに発展させていっていただきたいと希望しています。そのことに関してお願いがあり、今回メールをさせていただきます。 世田谷区の多様性条例の第4条には、区は基本理念にのっとり施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する、また実施にあたっては関係機関等と連携協力して取り組む、とあります。 本条例に基づき、波及効果の高いイベントにはぜひ積極的に参加していただきたいです。それにより、多様性と人権を尊重する区の姿勢を広く表明し、当事者への支援とマジョリティへの啓発を効果的に進めていっていただきたいと思います。	世田谷区では、平成30年に「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定し、多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指しています。その中で区では、全国に先駆けて平成27年11月から同性パートナーシップ宣誓の取り組みを始め、相談事業として、セクシャルマイノリティのための電話相談、居場所事業として、世田谷にじいろひろば交流スペースのほか、セクシャルマイノリティフォーラムなど実施しております。 今後も、区民にとって何が性的マイノリティの方々への支援、また多様な性への理解促進になるのかを見極め、実効性のある取り組みを目指してまいります	生活文化政策部 人権・男女共同参画課	電話 03-6304-3453 FAX 03-6304-3710	令和5年5月1日	<a href="#">世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(区HP)</a>
新しい区民ホールの使い方	現在建て替えが進んでいる区民ホールについてです。新しくなり音響他様々なバージョンアップが行われていると推測いたします。但し建物が出てきてもどの様な使い方が出来るのかオープン前に十分な検討をする必要があると思います。この間知る限りレベルの高いコンサートなどが開かれた記憶がありません。今後専門的なキュレーターを採用し魅力あふれるプログラムを考え運営する事を望みます。	世田谷区民会館は、既存のホールを保存しつつ、耐震補強とともに大編成での演奏への対応やホール全体に音が届くようにするなどの改修を行い、音楽をはじめ多様な公演ができるホールとして、オープンする予定です。 オープン後の事業等につきましては、今後、他の自治体やホールなども参考に具体的に検討してまいります。 新たな世田谷区民会館においては、区民の皆さま誰もが、多様な文化・芸術にふれ、さらには体験・参加できる機会を提供してまいりたいと考えております。	生活文化政策部 文化・国際課	電話 03-6304-3427 FAX 03-6304-3710	令和5年5月8日	
転入予定者の保育園申込制限について	保育園の入園申込について、改善を検討していただきたい点があります。 ご案内を確認したところ、世田谷区に転入予定では区立保育園への申し込みができません。入園月の1日には世田谷区民になっているにも関わらず、入園の機会が得られないのは、公平性に欠けています。世田谷区民でない人に対して、申込制限を設けることは理解できますが、なぜ、入園する時点で区民である転入予定者に申込制限があるのでしょうか。区の居住年数を考慮して、優先順位や指数で差をつけるのであれば理解できますが、申し込みができないというのはおかしいと思います。近隣区ではそのような制限はありません。すぐに対応が難しいことは理解していますが、来年度のご案内発行にむけて、前向きに検討をお願いします。	世田谷区の区立保育園の運営に関しては、保護者に負担していただく保育料の他は、全額公費負担でまかっています。そのため、区立保育園の入園選考について、区民最優先の考え方を前提に、申込み時点で区民であることを条件としています。 世田谷区はこれまで待機児童解消に向けて認可保育施設整備に取り組んできましたが、現在においてもすべての区民の方のご希望に沿うことができない状況です。そのため、これまでも区民の方々の様々なご意見を伺う中で、制度の見直しを行ってきているところです。	子ども・若者部 保育認定・調整課	入園担当 電話 03-5432-1200 FAX 03-5432-1506	令和5年5月8日	
小学校給食の黙食、個食の緩和の要望	5月8日より新型コロナウイルス感染症も5類へと切り替わり、対策等を見直し中かと思えます。 現在も小学校では、以前のように机を向かい合わせにし班をつくって食事をする形ではなく、全員前向き、黙食をしていると聞いています。また15分で食事が終了というルールがあることも聞いています。 3年間、子どもたちは、感染症対策に準じ、本来であれば、友人と食の大切さを味わう機会を我慢しています。学校給食において、友人と『おいしいね』と食の大切さを共に分かち合う機会や、十分に食べることは、心身の成長にすごく重要だと思えます。給食時、以前のような学校給食のあり方に変更していただくよう要望します。	給食時の対応を含め、5月8日以降の学校での感染症対策については、この度の感染症法上の「5類感染症」への変更を受けて改訂された文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえ、5月2日に学校へ周知しており、準備が整い次第対応するよう依頼したところです。 給食時については、感染流行時を除いて、黙食やパーテーションのほか、向き合わせにしないなどの特別な対策は不要としています。 今後学校では、こうした通知を踏まえ、徐々にコロナ以前の感染症対策に戻していくものと考えています。 引き続き、換気や手洗い、児童生徒の健康観察などの基本的な感染症対策を継続しつつ、子どもたちの学校生活の充実を両立できるよう、社会の様々な動向を注視しながら、適切な対応に努めていきます。	教育政策・生涯学習部 学校健康推進課	電話 03-5432-2693 FAX 03-5432-3029	令和5年5月10日	
中学校のテニスコートの一般開放再開を要望	コロナ騒ぎで中断している区立中学校のテニスコートの一般開放再開について、早期の実現をお願いします。	区立小・中学校の施設については、学校教育上の支障のない範囲で時間帯等を定め、地域住民や一般に開放しています。 授業や学校行事、部活動等の学校教育活動や、地域利用の状況等を十分に踏まえ、開放可能な学校施設については、中学校のテニスコートに限らず、積極的に一般利用枠として開放するよう学校に促してまいります。 利用される皆様にはご不便をおかけしておりますが、引き続き開放枠の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。	学校教育部 地域学校連携課	電話 03-5432-2984 FAX 03-5432-3025	令和5年5月16日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
世田谷区立図書館の利用者メニューに「予約履歴」機能を追加してほしいです。	現在の利用者メニューには、「貸出状況照会」、「予約状況照会」、「メールアドレス登録」、「レファレンス回答照会」の4つの機能がありますが、そこに「予約履歴」を追加して欲しいです。過去に予約した本を再度予約したいときや人に薦めたいとき、直近なら思い出せますが、期間が空いてしまうと思出すのが難しいです。また、自分が過去にどれくらい本の貸し出しを利用し、どんな本を読んだか一覧で見たいときにも、貸出状況や予約状況の機能のみだと把握ができません。	世田谷区立図書館では、利用者のプライバシーを守るため、業務上必要な最低限の情報だけを保持し、貸出の履歴や予約の履歴などの個人情報については業務上必要がなくなった時点で削除することとしています。近年、他の自治体の図書館において、貸出等の履歴を利用者が参照できる館があることは把握しております。世田谷区におきましても、今後、システム更新の機会を捉え、プライバシー保護と利便性の向上といった課題や運用等について検討を進めていきます。	教育政策・生涯学習部 中央図書館	電話 03-3429-1811 FAX 03-3429-7436	令和5年5月17日	
烏山総合支所のゆるキャラからびよんの普及推進	烏山総合支所のゆるキャラからびよんは、とても可愛らしく、誰からも好かれそうなデザインだと思います。そして、祭事等でスタッフやボランティアの方が着用されている黒いからびよんのTシャツのデザインや素材もこれまたとても素晴らしいと思います。今後、烏山総合支所に従事されている方はぜひ率先してご着用いただき、併せて常時希望する人は誰でもご購入できるよう販売または普及させてほしいです。さらに、大きなサイズは、現在XLまでしか準備されていないと思いますが、4XLくらいまでそろえて欲しいです。	ご指摘のありました黒いTシャツにつきましては、地域のイベントに従事する職員等で積極的に着用し、「からびよん」の知名度向上や地域活性化を実現する手段として活用しています。イベントに参加された地域住民の方からも、「同じものを購入したい」との声をいただいていますので、今後常時販売できる仕組みを検討します。またサイズにつきましても、できる限り揃えられる形なるよう検討します。	烏山総合支所 地域振興課	電話 03-3326-1207 FAX 03-3326-1050	令和5年5月19日	
北沢地区にもフリーマーケットや各種球技を楽しめる大きな公園を！	先日、世田谷公園で開催されたフリーマーケットに参加したのですが、東急沿線沿いの住民の方々が羨ましくなりました。大きな噴水に、常設の売店、弓道施設、野球場、テニスコート、SL広場を備える世田谷公園、駒沢公園、砧公園、等々力溪谷公園、玉川野毛町公園、馬事公苑、二子玉川緑地運動場、その他、中・小規模の公園。一方、京王線沿線の公園は、羽根木公園、都立蘆花恒春園、その他小規模公園と数少なく、規模も貧弱です。同じ世田谷区民なのになあと悲しくなりました。現在、京王線高架に伴う工事が本格的に始まっています。都市計画が動いている今だからこそ、声を大にしてお伝えしたいと思います。どうか、どうか、京王線沿線の子どもを含めた住民にも、東急線沿線の住民と同じような頻度でイベント(フリーマーケットなど)を経験する場所や機会を与えて頂きたいと強く願います。また、大きな自然に癒される公園(場所)を後世の人々の為に増やして頂きたいと思います。	区は、「世田谷区みどりの基本計画」において、区制100周年を迎える2032年に区内のみどり率を33%にする「せたがやみどり33」を目標に掲げており、核となる魅力あるみどりを創出し、地域特性やニーズに応じた区民に親しまれる魅力と特徴を備えた、質の高い公園緑地の整備に取り組んでいます。公園緑地の配置につきましては、「世田谷区みどりの基本計画」における「公園緑地配置方針図」に基づき検討を行っており、特に区内には、日常的な屋外レクリエーションや災害時の避難地としての機能が果たすことができる中規模公園が不足していることから、この方針図に定めた「中規模公園を配置する地域」においては、機会を捉えて土地を取得し、公園緑地としての整備を進めているところです。京王線沿線につきましては、中規模以上の公園が少ない状況であり、概ね羽根木公園、希望丘公園及び都立祖師谷公園周辺を除く一帯を「中規模公園を配置する地域」に位置付けますが、現在この地域内において、新たに中規模公園として整備できるまとまった土地を取得する機会は見込めない状況となっています。一方で、区では、北烏山七丁目の約3.0ヘクタールの樹林地について、みどり豊かで良好な地域の環境を守るため、令和4年度より土地の取得を始めており、今後、地域の皆様のご意見を伺いながら、区立の公園緑地として整備を進める予定です。世田谷区の公園緑地は全体的に不足していることから、引き続き、中規模公園として整備できるまとまった土地の取得の機会を捉えつつ、区全体として一層の公園緑地の整備を推進してまいりたいと考えています。	みどり33推進担当部 みどり政策課	電話 03-6432-7903 FAX 03-6432-7989	令和5年5月19日	<a href="#">みどりの基本計画(区HP)</a>
ドコモ・バイクシェア導入のお願い	ドコモ・バイクシェアを世田谷区でも導入してください。世田谷区は南北の移動(区を跨ぐもの含む)が非常にしづらいです。区レンタサイクルのがやりんはポート数が少ない、区を跨げない、電動自転車が使えない場合がある、など不便です。シェアサイクルのようなポート数が利便性に直結するサービスは、既存の大きなサービスを導入するのが利便性向上の一番の近道ではないでしょうか。柔軟に民間のサービスを取り入れていただけると嬉しいです。HELLO CYCLINGがすでに導入されていることは把握していますが、やはりポート数の恩恵を考えるとドコモ・バイクシェアの導入も希望します。	区では現在OpenStreet株式会社(事業名:HELLO CYCLING)と連携して民間シェアサイクル実証実験を実施しています。この実証実験の中で、複数事業者による区民のさらなる移動利便性の向上効果を検証するため、新たに株式会社ドコモ・バイクシェアと連携し、区内でのサービスを開始することとしました。サービス開始は令和5年6月1日を予定しており、当初は区内13か所にドコモ・バイクシェア専用のポートを設置します。サービス開始まで、今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。(令和5年5月24日時点回答)	土木部 交通安全自転車課	電話 03-6432-7967 FAX 03-6432-7996	令和5年5月22日	<a href="#">シェアサイクル実証実験を実施しています(区HP)</a> (令和5年6月1日から実施)
公立中学校における生徒マスク着用について	世田谷区立の中学校で、基本、マスク着用は求めないとの説明がありましたが、実際は、ほとんどの教職員及び生徒がマスクを着用しており、マスクを外せない雰囲気が続いています。子どもの健全な成長、豊かなコミュニケーションを体験させることが大切であり、いつまでも、教職員が外さないようでは、何も変わりません。中学生は、他の子と違うことはしたくない繊細な時期でもあり、そういう事情に配慮をして、外せる状況を積極的に作っていただきたいです。	学校でのマスク着用については、4月以降、マスクの着用を求めないことが基本となっています。この度の感染症法上の「5類感染症」への変更を受けて改訂された文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえ、改めて児童生徒及び教職員に対してマスクの着用を求めないことを基本とする旨を5月2日に学校へ、5月11日に保護者の皆様へ「すぐる」にてお知らせしたところです。併せて、様々な理由からマスクの着用を希望する方がいること、マスクの着用・不着用に当たり、誤解や偏見に基づく不当な差別につながらないよう、ご家庭においてもご指導いただくようお願いしており、学校に対しても同様に周知しています。今後、夏を迎えるに当たりマスク着用により呼吸に負荷がかかり、息苦しさを感じ、熱中症など体調が悪くなってしまう可能性もあるため、機会をとらえてマスク着用に対する考え方を周知していきます。引き続き、換気や手洗い、児童生徒の健康観察などの基本的な感染症対策を継続しつつ、子どもたちの学校生活の充実を両立できるよう、社会の様々な動向を注視しながら、適切な対応に努めていきます。	教育政策・生涯学習部 学校健康推進課	電話 03-5432-2693 FAX 03-5432-3029	令和5年5月23日	
災害時における罹災証明発行申請書の件	世田谷区のホームページの中で、罹災証明発行申請書のダウンロードがありません。災害時に街づくりセンターに行き発行申請書をもらい、再度申請しに、街づくりセンターに行く二度手間に為る為、ダウンロードが出来る様になりませんか。	地震や台風・大雨によりお住まいが壊れる、浸水したなどの被害にあわれた方が、被害の事実を証明する書類の提出を求められるものに対し、区では「罹災証明書」や「罹災届出書兼証明書」を発行しており、現状では受付窓口である各地域のまちづくりセンターにて、専用の複写式申請書へ記載いただき、受付を実施しています。一方で、内閣府より示されている被災者支援制度におけるマイナポータルへの活用に関するガイドラインにおいて、災害発生後に被災者は居住する市町村の窓口に向かずともマイナポータル上での被災状況に即した支援制度を確認し、申請届出様式をオンラインで作成、印刷すること、電子申請機能を用いて申請等を行うことが可能となり、これにより、特に遠隔地に避難した場合を含め、被災者の負担軽減が期待されるとしています。区といたしましては、マイナンバーカードの普及促進に努めるとともに被災者支援におけるマイナポータルを活用したオンライン申請について検証、検討してまいります。	危機管理部 災害対策課	電話 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014	令和5年5月24日	<a href="#">罹災証明書、災害見舞金、支援制度(減免等)について(区HP)</a>

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
自衛隊名簿除外申請	自衛隊の名簿への除外申請の方法を教えてください。	世田谷区では、防衛省から「自衛官等の募集」を目的とした住民基本台帳の閲覧の請求があった場合、住民基本台帳法第11条第1項に規定する「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に該当すると解されるため、当該規定に基づいて閲覧の請求に応じています。  自治体によっては、閲覧ではなく名簿の提供等を行っており、それに合わせて、情報提供を希望しない方からの除外申請を受付けているところがありますが、世田谷区では自衛隊にそのような積極的な情報提供は行っておらず、住民基本台帳法の閲覧に係る規定には除外申請等の制度はないため、除外申請は受付けていません。  なお、自衛隊東京地方協力本部世田谷募集案内所では、電話等で採用案内送付不要の申し出を受付けています。	地域行政部 住民記録・戸籍課	電話 03-5432-1170 FAX 03-5432-3077	令和5年5月25日	
タバコ禁止について	公園にタバコ禁止と書いているのにも関わらず、毎日のようにタバコを吸っている大人がたくさんいます。タバコのせいで、遊んでいるときにタバコの煙を吸ってしまう事があります。肺がんなどの病気にかかってしまうと悪い、とても怖く感じました。私が以前注意しましたが、小学生なので相手にしてくれませんか。中には「電子タバコだからいいんだよ」と言い訳をして、そのままずっと吸い続けています。今、世田谷区にはタバコ禁止条例がありますが、誰もがすぐに分かるような「タバコ禁止」の看板を設置してほしいです。また、電子タバコも厳しく取り締まって欲しいです。	世田谷区では、屋外の公共の場所などでの環境美化を進めることと迷わく防止のため、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は喫煙禁止としています。 たばこルールを実行するために、環境美化指導員による見回りや電柱巻看板の設置、路面標示シートの設置、区のおしらせなどによる情報発信、二子玉川地域では町会などと協力したキャンペーン活動などにも取り組んでいます。 今回のご相談を受けまして、周辺に路面標示シートの設置を進めてまいります。また、公園内にも注意喚起の表示設置を行う予定です。 たばこを吸っている人を見かけても、トラブルになる可能性がありますので、決して声がけは行わないでください。ご連絡いただけたら環境美化指導員による見回りを強化し、道路や公園でたばこを吸っている人が確認された場合には喫煙禁止の指導を行います。 電子たばこにつきましては、現在「たばこ製品」として販売されており、たばこルールの適用外となります。指導強化につきましては、今後検討してまいります。	環境政策部 環境保全課  みどり33推進担当部 公園緑地課	電話 03-6432-7137 FAX 03-6432-7981  電話 03-3704-4972 FAX 03-5706-1361	令和5年5月26日	
飼い主のいない猫についてボランティア活動の負担	昨今、地域猫について少しずつ取り上げてきているが、まだまだ認識不足と関心の低さがあります。個人で手術をしたり、ご飯をあげたりで金銭的な負担はかなり多いです。行政は見ても見ぬふりで、あまりにもボランティア活動をしている方たちに甘えている。手術の助成金が、世田谷区は他の区に比べ低すぎる。申請も複雑で、手術を行う指定病院も少ない。不幸な動物たちを増やさないための策を考え、税金を有効活用するべきだ。人間も動物も心穏やかに過ごせる世の中が本当の先進国の在り方だ。ぜひ、ボランティア活動の援助と行き場のない動物たちの施設の設定を希望する。	世田谷区では、地域住民や町会等が飼い主のいない猫を餌や糞尿の管理等一定のルールに基づき適正に管理したり、不妊去勢手術助成を活用して飼い主のいない猫が増加することを防ぐ、「地域ねこ活動」を推進しています。 あわせて、飼い主のいない猫の増加を予防するため、飼い主のいない猫の手術費用の助成を行っています。助成は、東京都獣医師会世田谷支部に加入する区内の動物病院での手術が対象となります。助成金額は、オスが5,000円、メスが10,000円です。 「地域ねこ活動」を行う中で、不妊去勢手術のための手続きや費用が負担になっているという点が指摘されており、学識経験者や獣医師、町会役員、ボランティア団体の代表者等で構成される「人と動物との共生推進に関する連携協議会」での議論を中心に、様々な関係機関と議論を重ね、他自治体の取組みも参考としながら、譲渡につながる不妊去勢手術助成について、助成金額を増額する方向で調整を進めているところです。 また、区と都の役割分担の中で、動物収容施設は都の役割となっています。そのため、こうした施設をもつ東京都やボランティア団体との連携が不可欠と考えております。世田谷保健所では猫の保護施設の設定などは行っておりませんが、衰弱し、生死に関わる危険な状態の猫については東京都動物愛護相談センターで保護できる場合がございます。また、譲渡に関する取組みとして東京都動物愛護相談センターにて提供している東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」についてもご活用を検討ください。 今後も「地域ねこ活動」を始めとして、様々な事業を通じて人と動物との調和のとれた共生社会を実現してまいります。	世田谷保健所 生活保健課	電話 03-5432-2908 FAX 03-5432-3054	令和5年5月26日	
小学校の給食時間について	区立小学校では、給食を食べる時間が15分しか取られていないため、食べるのが遅い子は毎日半分残して捨てている状況です。成長期の栄養摂取として十分なのか、まだ食べたいものを捨てているフードロスの問題、将来的な健康に悪影響を与える早食い習慣を身に付けさせることになるなど、デメリットを多く感じています。ゆっくりよく噛んで、十分な量を食べられるように給食時間を延長していただきたいです。	小学校の生活時程(通常時程)では、12時20分から13時までが給食の時間となっていますが、新1年生とのことですので、配膳等に時間がかかり食事の時間が短くなってしまっていることが考えられます。学校での生活に慣れていくことで、改善されることも見込まれますが、いただいたご意見を学校にも伝え、食事の時間の確保に努めてまいります。	学校教育部 教育指導課	電話 03-5432-2706 FAX 03-5432-3041	令和5年5月26日	
運動不足解消のためのジムの設置について	医療費を減らすには健康になってもらえば良いのではないのでしょうか。運動不足が主原因の為、試験的に普段着で利用できるジムを設置してみてもどうでしょうか。ふるさと納税額増加にもつながると思います。	区では、運動習慣の定着は、区民の健康保持・増進につながる重要な取組みと考えており、「スポーツ推進計画」や「健康せたがやプラン(第二次)後期」等に基づき、様々な取組みを進めています。 現在、区民の方が気軽に運動できる環境づくりといたしましては、大蔵第二運動場、総合運動場及び千歳温水プール等でトレーニングルームを設置しているほか、世田谷区保健センターと連携して健康づくり教室やマシントレーニングなど健康づくりに関する様々なメニューを展開しています。また、当日参加できるフィットネス教室を開催している施設もあり、自分のペースで気軽に参加することができます。教室につきましては、施設の指定管理者である世田谷区スポーツ振興財団(https://www.se-sports.or.jp/)のホームページをご覧ください。 区といたしましては、ご提案いただいたご意見も参考にしながら、多くの区民の方が気軽にスポーツを楽しみ、健康を保持・増進できる環境づくりに、引き続き取り組んでまいります。	スポーツ推進部 スポーツ施設課  世田谷保健所 健康企画課	電話 03-5432-2744 FAX 03-5432-3080  電話 03-5432-2354 FAX 03-5432-3022	令和5年5月29日	<a href="#">世田谷区スポーツ振興財団HP</a>